

## 江東区における公金管理の方針

平成 14 年	4 月	1 日施行
平成 18 年	12 月	1 日一部改正
平成 24 年	7 月	1 日一部改正
平成 25 年	7 月	1 日一部改正
平成 26 年	7 月	1 日一部改正
平成 29 年	10 月	5 日一部改正
令和 2 年	3 月 12 日	一部改正
令和 3 年	3 月 16 日	一部改正
令和 4 年	3 月 16 日	一部改正
令和 5 年	3 月 16 日	一部改正

### I はじめに

公金の管理運用は、地方自治法及び地方財政法で「最も確実かつ有利な方法」「確実かつ効率的」に運用することとされている。

本区では、「江東区における公金管理のあり方」を平成 14 年 4 月 1 日に施行し、情勢の変化に対応するため一部改正を重ねている。なお、「江東区における公金管理のあり方」は、平成 25 年 7 月 1 日より「江東区における公金管理の方針」と改める。

### II 江東区の公金管理の方針

#### 第 1 目的

この方針は、区の公金管理の原則を定めることにより、公金の安全確実かつ有利な運用を図ることを目的とする。

#### 第 2 用語の定義

この方針において、公金とは基金、歳計現金及び歳入歳出外現金を言う。

#### 第 3 管理計画の策定

会計管理者は、毎年度公金管理計画を策定する。

#### 第 4 管理の基本

公金管理にあたっては、安全性、確実性の確保を基本とし、効率的かつ有利な運用を図る。

#### 第 5 管理の方法

- 1 公金は金融機関等への預貯金又は債券の購入により運用し分散を図る。
- 2 金融機関（政府系金融機関を除く）への預金は、原則として預金保険の対象となる預金とする他、当該金融機関の経営状況を勘案し、定期預金及び普通預金とする

ことができるものとする。

3 債券は、元本の償還及び利息の支払いの確実性が非常に高いと判断されるものより選定する。

4 定期預金の解約及び債券等の売却

保管及び運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持ち切ることを原則とする。ただし、定期預金及び債券等は、次の各号に該当する場合、解約又は売却することができる。

1) 資金の安全性を確保するために必要な場合

2) 資金の流動性を確保するために必要な場合

3) 資金の安全性を確保し、かつ効率性を向上させるため、商品又は債券等の入替えをする場合

## 第6 基 金

1 基金の運用は、必要な支払いに支障を及ぼしてはならない。

2 金融機関への預金

1) 普通預金（決済用預金を含む）・定期預金及び譲渡性預金とする。

2) 定期預金及び譲渡性預金の是非とその期間は、当該金融機関の経営状況を勘案して決定する。

3 ゆうちょ銀行への貯金

1) 通常貯金又は定額貯金とする。

2) 定額貯金は、6か月以上とする。

4 政府系金融機関への預金

1) 普通預金又は定期預金とする。

5 債券の購入

1) 債券の種類は、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、財投機関債・高速道路会社債（ただし、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重疊的債務引受けが確定しているもの）、一般担保付社債、指定金融機関の社債（持株会社が発行する場合はその債券）とする。ただし、地方公共団体金融機構債以下の債券については、元本の償還及び利息の支払いの確実性が非常に高いと判断される格付けを取得しているものに限る。

2) 債券での運用期間は、原則として5年以内とする。ただし、より効果的な運用が図れる場合は10年を上限とする。

3) 債券は、償還時までの実質利回りを考慮して購入するものとする。

## 第7 制度融資に係る預託金

1 基金による制度融資に係る預託金は、定期預金又は普通預金（決済用預金を含む）により運用する。

2 定期預金の是非とその期間は、第6の2の2) の例による。

## 第8 歳計現金及び歳入歳出外現金

- 1 歳計現金及び歳入歳出外現金は指定金融機関に預金する。
- 2 支払いに充てる資金に余裕がある場合は、第6の1～4の例により指定金融機関外も含め定期性預金で運用することができる。

## 第9 収納金

(削除)

## 第10 金融機関の経営状況の把握

- 1 預金を行う金融機関については、適時、決算資料等により次の経営指標により、経営状況（健全性、収益性、流動性）を把握しなければならない。なお、必要に応じて、金融機関から経営状況の説明を求めることがある。
  - 1) 自己資本比率
  - 2) 不良債権比率
  - 3) 期間損益
  - 4) 預金量の推移
  - 5) 金利
  - 6) その他
- 2 経営指標による経営状況の把握は、別紙の調査票により行う。
- 3 経営状況の把握は1によるほか、次の調査により行う。
  - 1) 有価証券報告書
  - 2) 投資格付調査機関による評価
  - 3) 経済・金融専門誌等による評価
  - 4) 金融機関の経営状況の監督官庁による調査報告
  - 5) 株価
  - 6) その他

## 第11 他団体との協力

経営状況の把握にあたっては、東京都及び他区からも情報の提供を求めるものとする。

## 第12 預金を行わない場合

会計管理者は、預金を行う金融機関の経営状態に懸念があると判断した場合は、預金を行わないものとする。

## 第13 方針の見直し

この方針は、区の公金の預金量、金融情勢の変化等により、適宜見直すものとする。

## 第14 補則

この方針に定めるもののほか、公金管理に関して必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則 (施行期日)

この方針は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (施行期日)

この方針は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (施行期日)

この方針は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (施行期日)

この方針は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (施行期日)

この方針は、平成29年10月5日から施行する。

附 則 (施行期日)

この方針は、令和2年3月12日から施行する。

附 則 (施行期日)

この方針は、令和3年3月16日から施行する。

附 則 (施行期日)

この方針は、令和4年3月16日から施行する。

附 則 (施行期日)

この方針は、令和5年3月16日から施行する。